第十三条の二を削る。

第十三条の三第二項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に、「第十三条の三第一項」を「次条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第十三条の三　青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその保育事業の用に供した場合を除く。）は、その保育事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後三年以内でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該対象期間に係るものの百分の百十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百十五）に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける企業主導型保育施設用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「計算上当該」を「計算上、当該」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「、第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「同法第七条第一項及び」を「同条第一項及び」に、「その年分」を「その積立てをした年分」に改め、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第二十条の二第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「金額は、当該」を「金額は、その」に改め、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合　その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）　その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第二十四条の二第一項中「個人で」を「個人で」に、「もの（第三項」を「もの（第三項第一号」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「補助金（以下この項」を「補助金（第一号」に、「認定就農計画（第三項」を「認定就農計画（第三項第二号イ」に、「。以下この項」を「。第一号」に改め、同項第二号中「当該積立て」を「その積立て」に改め、同条第三項中「第四号」を「第二号又は第四号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ　農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第二十四条の三第一項第一号イ中「おいて同条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第二十五条の二第三項第一号を次のように改める。

一　五十五万円

第二十五条の二第五項中「第三項」の下に「（第四項の規定により、同項第二号に掲げる要件を満たしている者について適用する場合を除く。）」を加え、「に同項の」を「に第三項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。

一　その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて、財務省令で定めるところにより、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の同条第七号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つていること。

二　その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関